

## 規 則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十四号

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号イ及びロ中「豚コレラ予防液」を「豚熱予防液」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名」<sup>㉒</sup>を「氏名」<sup>㉓</sup>

に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第二号中「氏名）」を「氏名）<sup>㉑</sup>」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に、<sup>㉓</sup>「豚コレラ予防液」を「豚熱予防液」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に、<sup>㉓</sup>「豚コレ

ラ子防護」や「豚熱子防護」に改め、同様に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略  
することがあります。

様式第八号中「あて先」や「宛先」は、「氏名）」や「氏名）④」に改め、同様に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略  
することがあります。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。